

「多文化共生」とは？

『多文化共生』とは、
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

2006年3月発表の総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より

世界のあらゆるところで、グローバル化の動きがますます活発になっています。まず国境を越えた人の動き、モノや情報の動きがあり、さらにそれが人々の価値観や生き方の多様さを生んでいます。もはや地球上には、国籍や民族にとらわれない、無数の「文化」が存在しているといってもよいでしょう。

『多文化共生』とは、こうしたさまざまな生き方が共に存在する社会であり、自分が自分らしく生きる社会であると考えます。

多文化共生センターHPより抜粋
<http://www.tabunka.jp/>

共生とは、異質な集団に属する人々が、互いのちがいを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことと定義します。

多文化共生社会とは、文化的に異質な集団に属する人々が、互いの文化的ちがいを認め、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていく社会のことです。

山脇啓造（明治大学商学部教授）氏HPより抜粋
<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~yamawaki/vision/about.htm>

筆者の**多文化共生の定義**を明らかにしておきたい。それは、「**国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと**」である。

「多文化共生」としばしば混同される用語に「国際交流」がある。最近では、中身は変えずに国際交流事業を多文化共生事業と言い換える自治体や国際交流協会も少なくないという。しかし、「多文化共生」と「国際交流」には大きな違いがある。

「国際交流」は、外国との交流や外国からの訪問者との交流であって、ゲストをいかに歓迎し、日本でよい経験をして本国に帰ってもらうかという発想に立っている場合が多い。しかし、今求められているのは、**外国人を住民と認める視点であり、総合的な生活支援を行い、同じ地域の構成員として社会参加を促す仕組みづくり**である。また、外国人の定住化が進むにつれて、日本の国籍を取得する者（民族的マイノリティ）が増えている。そうすると、「日本」と「外国」、「日本人」と「外国人」という二分法的な枠組みでは現実の理解ができない。新しい地域社会のあり方を考えるには、「国際」よりは「多文化」というキーワードがふさわしいだろう（注2）。

もう1つ、「多文化共生」と似た用語に、「外国人支援」がある。外国人にかかわる活動として、行政も市民団体もよく用いる用語である。多文化共生にとって、外国人の支援は重要であるが、その支援は外国人自身が日本社会で自立するためのものでなければならない。すなわち、外国人も地域社会の構成員として、支援される対象にとどまることなく、地域社会を支える主体であるという認識が大切である。日本人も外国人も共に生きるパートナーとして、互いに支え合う関係性こそが多文化共生の前提である。また、前述のように、日本籍の民族的マイノリティが増えてくると、「外国人支援」では対応できない課題が広がっていくだろう。

山脇啓造（明治大学商学部教授）氏
CLAIR「多文化共生のとびら」内、「2005年は多文化共生元年？」より抜粋
（注2） 宮島喬『「国際」と『多文化』の間』『自治体国際化フォーラム』2004年6月号、参照。

総務省は、平成 18 年 3 月 7 日、地域における外国人住民の支援施策として「多文化共生推進プログラム」の提言を行なった。(下記HP参照)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2006/060307_2.html

国が地方自治体における多文化共生の推進について、総合的・体系的に検討したのはこれが初めてであり、「**コミュニケーション支援**」、「**生活支援(居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災等)**」、「**多文化共生の地域づくり**」、「**多文化共生の推進体制の整備**」など地域において取り組みが必要だと提言している。

総務省はさらに、検討課題として指摘されていた「**防災ネットワークのあり方**」と「**外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方**」について、引き続き検討を続け、平成 19 年 3 月 28 日、地方自治体の参考となる先進的な取組事例などを内容とする「多文化共生の推進に関する研究書 2007」を取りまとめた。(下記HP参照)
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070328_3.html

以下、この 2 つの提言・研究書に掲載されている取り組み事例の一部抜粋。

【取組事例の紹介】

◎緊急時の三角ネット (新潟県長岡市、多文化共生センター等)
新潟県中越地震において、特定非営利活動法人多文化共生センターが、コーディネータとして、長岡市の要望を全国の地域国際化協会等に依頼した。各団体が分担した翻訳、音訳、通訳、多言語表示シート等をまとめて同センターが長岡市に渡した。

◎外国人住民のための防災情報番組の放送 (富山県)
FMとやまを使って、2006 年 10 月から毎週 1 回、防災情報番組を 5 か国語(英語、中国語、ポルトガル語、韓国語及びロシア語) で放送している。とやま国際センターへ補助し、毎月テーマを変更し、非常時に備えた対策等を紹介している。

◎災害時における多言語情報のネットワークづくり
(横浜市国際交流協会)
災害時に役立つ外国語の表示シート表を出版し、被災した他の自治体の利用にも供する。

◎大使館との連携による震災対策セミナーの実施
(東京消防庁)
大使館での震災対策セミナーや応急救護訓練、防火・防災に関する講話会を開催。

◎地方自治体情報番組の放送 (関西インターネットメディア株式会社 (FM COCOLO))
阪神・淡路大震災を契機に、13 言語で放送する外国語放送局を開局し、関西の地方自治体が“Local Government Information”と題して、多様な言語で情報提供番組を放送している。

◎コミュニケーション・アシスタント (長野県)
県の相談機関(保健所や児童相談所)等において、日本語が不自由な外国籍県民の相談を円滑に進めるため、通訳のできる市民を「コミュニケーション・アシスタント」として登録し派遣。

◎外国語広報のあり方に関する指針 (横浜市)
外国人市民や外国人来訪者、外国企業等に対する広報について全庁的に定めた指針。外国人市民については、緊急事態への対応、生活相談に関する情報(保健・福祉・教育等)等、優先度の高い分野を具体的に定め、それらについて、積極的に外国語による広報を行うこととしている。

◎「多言語情報提供ネットワーク」および「多言語相談窓口情報提供ネットワーク」の運用 (愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、名古屋市)
6 県内の市町村等において作成された多言語文書を愛知県がウェブページ上に集約し、これを市町村職員等が自由に利用できるシステムを 2005 年から運用。また、6 県内の市町村等の多言語相談窓口を愛知県がウェブページ上に集約し、日本語、英語、ポルトガル語の 3 言語で広く住民に対して提供するシステムを 2005 年から運用。

◎国際交流員（CIR）の多文化共生分野への活用
（石川県小松市）

JETプログラムの国際交流員（CIR）を、外国人住民への窓口対応や地域における外国人住民への相談業務に配置。

◎川崎区通訳及び翻訳バンク事業（川崎市）

日本語を母語としない子どもや保護者を支援するために、川崎区内の学校や保育園、児童相談所など子ども支援の関係機関で、子どもに直接関係する通訳や翻訳の必要が生じた場合、外国語に堪能なボランティアの協力で通訳や翻訳を担う。

◎外国人向けフローチャートの作成（静岡県磐田市）

外国人が自分で市役所窓口での手続きを行えるよう、市役所の諸手続きに関するフローチャートをポルトガル語で作成した。窓口で職員とフローチャートを使って、質問に『はい』『いいえ』と指差ししながら答えることで手続きができるようになっていく。市職員も通訳なしで外国人に対応することが可能となる。

◎テレビ電話の設置による通訳の活用（静岡県磐田市）

テレビ電話を本庁舎、各支所の市民窓口等（計8か所）に設置し、通訳がない支所での外国人についても、本庁舎にいる通訳がテレビ電話を通して対応できるように努めている。通常の電話よりも、顔が見えるためにコミュニケーションがとり易く、また、通訳、職員、外国人の三者でのやりとりも可能になる。

◎メディカルインタープリターの養成及び派遣制度の実施（群馬県）

群馬県では、外国人住民の医療、保健サービスの充実に目的に、2005年度からメディカルインタープリター（医療機関のみならず、健診等保健分野全体をカバーする通訳）の養成と保健・医療機関への派遣を実施している。

◎外国人住民に対する多言語情報提供（(財)自治体国際化協会）

長期滞在や永住などを目的とする外国人向けに日

本の行政情報、生活情報を集約した「多言語生活情報」（全面改訂版）について、6言語に翻訳し、日本語と対比した様式の文書を電子データで作成する。作成後、HPで公開するとともに、地方公共団体や地域国際化協会に配布する予定。

◎多言語生活情報センター（(財)神奈川県国際交流協会）

県及び県内の市町村と連携し、これらの自治体が発行する多言語の行政資料を、同協会が運営する県立地球市民かながわプラザ内の「多言語生活情報センター」に集約する仕組みを構築中である。また、多言語資料の発行状況・更新状況を関係者間で共有するため、昨年12月にメーリングリスト（ML）を立ち上げた。このMLには、地方自治体職員、国際交流協会職員、国際交流ラウンジや外国人相談窓口のスタッフ等が参加している。詳細は、

<http://www.k-i-a.or.jp/tagengo/tagengo.html>

◎通訳ボランティアの派遣（(財)横浜市国際交流協会）

市民に通訳ボランティアとして協会に登録してもらい、1994年度から市の公的機関に派遣を開始。派遣先は現在では、市役所、区役所、福祉関係機関、市立小中高校、外国人宅等と多岐に及び、登録通訳ボランティア数は約280名、登録言語は約20言語となっている。2006年度の派遣総数は約700件に達する見込みであり、学校からの依頼が約半数となっている。2006年度からは、市立小中学校関連の派遣については市教育委員会が予算化を図り、「学校通訳ボランティア」として、業務委託を受けて事業実施している。

◎医療通訳制度の取組

（地域国際化協会、(財)自治体国際化協会）

地域国際化協会において、あらかじめ登録した医療通訳者を派遣した実績

（平成17年度）は次のとおり（平成18年5月時点
(財)自治体国際化協会調べ、数字は延べ件数）。

(財)宮城県国際交流協会 14件

(財)埼玉県国際交流協会 47件

(財)三重県国際交流財団 9件

(財)香川県国際交流協会 平成18年度からの新規開始

(財)京都市国際交流協会 1,740件

また、(財)自治体国際化協会では、全国で先駆的に行われている事例を紹介し、地域における医療通訳制度の構築に向けた取組を支援することを目的として、平成 2006 年度に全国 6 か所の地域国際化協会と共催で、「医療通訳制度に関する説明会」を開催した。

◎やさしいにほんご(弘前大学人文学部社会言語学研究室)
弘前大学人文学部社会言語学研究室では、1995 年から「やさしい日本語」の研究を重ねている。特に災害時には、やさしい日本語による情報伝達が、外国人はもちろん、地域で生活する様々な住民にとっても有効と考えられている。FMアップルウェーブ(弘前市)、FMわいわい(神戸市)等のラジオ放送をはじめ、弘前市、仙台市、横浜市、富田林市及び埼玉県で、実際にやさしい日本語を使った行政文書や防災マニュアルとして実用化されている。

◎多摩・立川 多文化共生情報ネットワーク(特定非営利活動法人たちかわ多文化共生センター)
立川市を中心とする多摩地域に住み、働き、学ぶ、多様な文化的背景を持つ人々のためのインターネット上のコミュニティを、トヨタ財団の助成を得て、2006 年に構築した。たちかわ多文化共生センターの中国人メンバーが主となって企画し、日英中の 3 言語で多摩・立川地域の行政・生活情報を提供するほか、オンライン相談窓口もある。

◎医療通訳の派遣(特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ、神奈川県)
ボランティア活動の自主性等を尊重しながら、県とボランティア団体が協働して行う事業への負担や補助を行うため設置している「かながわボランティア活動推進基金 21」を活用し、両者の協働事業として、県内の 16 の協力病院に 10 言語で年間 2,000 件以上の通訳を派遣している。

◎行政窓口多言語マニュアルの作成(特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター、神奈川県)
「かながわボランティア活動推進基金 21」を活用し、両者の協働事業として、これまでに蓄積した知

識や経験を生かして、外国人住民のすまいをはじめとする日常生活上の相談に対応できるマニュアルを多言語で作成し、同マニュアルを活用し、外国人住民の相談を受ける行政窓口の職員等を対象とした研修を行っている。

◎日本語学習リソースセンター(長野県)

日本語ボランティア等が日本語教材を活用するとともに、副教材や補助教材を作成・分類し、こうした教材をさらに流通させる工夫をする等、外国籍住民等の日本語指導および生活支援に関する情報交換のできるリソースセンターを県内に複数開設。

◎生活オリエンテーションの実施(三重県)

外国人住民へ地域生活の基本的な情報やルールを話し言葉(ポルトガル語・スペイン語)で伝える「生活オリエンテーション」を、三重県の委託事業として三重県国際交流財団が県内の市町と連携・協働して実施。

◎外国人情報窓口の設置(静岡県磐田市、三重県四日市市)

外国人情報窓口を設置し、主に転入してきた外国人を対象にオリエンテーションを実施し、行政情報や生活に必要な情報(自治会、税金、保険、生活ルール、ごみ分別、学校の仕組み、日本語教室等)の提供を行っている。

◎外国人に対する地域活動参加促進事業の実施(愛知県豊田市)

市内在住の外国人が地域活動に参加しやすい環境づくりのため、地域の NPO に委託し、日本語教室等を開催している。日本語教室では、防災をはじめとする生活に密着した内容を取り入れているほか、生活相談を実施し、そのほか、自治組織による意見交換会の開催等、外国人集住地域の住民間の交流促進に取り組んでいる。

◎識字・日本語学習活動の指針(川崎市)

川崎市では、1980 年代以来市民ボランティアと職員・行政が協力しながら、識字・日本語学級が開かれ、国際交流センターでも日本語講座が行われてき

た。2003年には、識字・日本語学習活動について、基本的な理念を明らかにし、活動の質的な向上、運営の工夫、システムの充実や「専門家」の形成等について要点を示した「識字・日本語学習活動の指針」を作成した。現在、同指針のほか、「外国人教育基本方針」や「川崎市多文化共生社会推進指針」等に留意した学習活動の展開や、ボランティア研修に努めている。

◎「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（文化庁2007年度事業）

日系人等を活用した日本語教室の設置、退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者の養成、外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発等を推進する。

◎「ニューカマーのための日本語教室」実施（財団法人 横浜市国際交流協会）

外国人市民を総合的にサポートすることをめざした日本語教室を実施。入門・初級レベルの方が対象のクラスで、週に2回（全20回）、実践的な日本語を体系的に習得できるように工夫している。コース中に、通訳の依頼方法や外国人向け相談会情報、多言語情報誌の活用、交流イベント案内等、外国人市民の日常生活に役立つ情報を多言語で知らせるオリエンテーションも実施する。また、日ごろから多言語で教室学習者への情報提供・生活相談対応等のサポートも行う。

◎フリーマガジンによる日本語・日本社会に関する学習の支援

外国人向けのフリーマガジンを毎月発行し、国内の大学や日本語学校、国際交流協会、外国人学校等で配布している出版社もある。誌面は平易な日本語で書かれ、ふりがなが振られている。内容は、日本の衣食住、ポップカルチャーのほかニュースの解説等、生活情報を幅広く扱っている。

出 展

総務省 平成18年3月7日
「多文化共生推進プログラム」の提言
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2006/060307_2.html

総務省 平成19年3月28日
多文化共生の推進に関する研究会報告書2007
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070328_3.html

内閣府 平成21年1月30日
定住外国人支援に関する当面の対策について
http://www8.cao.go.jp/teiju/taisaku/taisaku_z.html